



栃木県公報

平成24年
7月20日(金)
第2395号

目次

告 示

- 公印の廃止..... 589
- 予定保安林..... 590
- 指定施業要件変更予定保安林..... 592
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定..... 593
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定に係る変更..... 593
- 土地改良区定款変更の認可..... 594
- 県営土地改良事業計画の決定..... 594
- 県営土地改良事業の換地計画決定及び公告縦覧..... 594
- 道路の区域の変更..... 595
- 道路の供用開始..... 595

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請..... 596
- 土地改良区役員の退就任..... 597
- 都市計画決定図書の写しの縦覧..... 599
- 都市計画変更図書の写しの縦覧..... 599
- 同..... 599

調 達 等 公 告

- 入札公告..... 599

告 示

栃木県告示第412号

次の公印を廃止したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。

平成24年 7月20日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	寸 法 (ミリメートル)	書 体	用 途	廃止期日	廃 止 理 由
栃木県課長印③	方20	てん書	一般文書用	平成24年 3月31日	組織改編のため
栃木県建築主事印⑧	方18	〃	建築主事用	〃	建築指導担当 廃止のため
栃木県塩谷福祉 事務所印	方25	〃	一般文書用	〃	組織改編のため
栃木県塩谷福祉 事務所長之印	方20	〃	〃	〃	〃

(文書学事課)

栃木県告示第413号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年7月20日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所
那須郡那珂川町小口字富士山1492-1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、択伐による。
字富士山1492-1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 保安林予定森林の所在場所
大田原市富士見一丁目3912
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、択伐による。
富士見一丁目3912（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

III

- 1 保安林予定森林の所在場所
那須烏山市向田字西原2644-3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

IV

- 1 保安林予定森林の所在場所

那須烏山市大沢字太良窪47-2、1242、字奈良原向1230

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、択伐による。

字太良窪47-2・1242・字奈良原向1230（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

V

- 1 保安林予定森林の所在場所

那須郡那珂川町矢又字押野2679-1、字押ノ沢3545-1、3546-1、字井戸沢3550-1から3550-3まで

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、択伐による。

字押野2679-1、字押ノ沢3545-1・3546-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

VI

- 1 保安林予定森林の所在場所

日光市足尾町字向大内事4470

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、択伐による。

字向大内事4470（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

栃木県告示第414号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年7月20日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

那須塩原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、那須塩原市（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

那須塩原市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

那須郡那須町（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

那須郡那須町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第415号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成24年7月20日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
ウエルシア薬局 宇都宮双葉店	宇都宮市双葉3-15-2	ウエルシア関東株式会社 代表取締役 池野 隆光	平成24年 7月1日	精神通院医療
白木屋薬局	真岡市荒町1085	北川 芳則	平成24年 7月1日	精神通院医療
コスモファーマ薬局 扇町店	矢板市扇町1-10-30	株式会社コスモファーマ東京 代表取締役 藤田 愛里	平成24年 7月1日	精神通院医療
ひかり薬局 那須日赤前	大田原市町島4-8	株式会社オオノ 代表取締役 大野 武	平成24年 7月1日	精神通院医療
株式会社ピノキオ ファーマシーズ ピノキオファーマ シーズ那須店	大田原市町島水口前 1095-1	株式会社ピノキオファーマシー ズ 代表取締役 田中 秀和	平成24年 7月1日	精神通院医療
株式会社ピノキオ薬 局 ピノキオ薬局大田原 店	大田原市町島水口前 10-10	株式会社ピノキオ薬局 代表取締役 田中 秀和	平成24年 7月1日	精神通院医療
那須赤十字病院	大田原市中田原1081-4	日本赤十字社栃木県支部 支部長 福田 富一	平成24年 7月1日	精神通院医療
マロン薬局 那須赤十字病院前店	大田原市町島296-1	株式会社J P A 代表取締役 斎藤 浩一	平成24年 7月1日	精神通院医療

栃木県告示第416号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成24年7月20日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
那須赤十字訪問看護 ステーション (大田原赤十字訪問 看護ステーション)	大田原市中田原1081-4 (大田原市住吉町2-7-3)	日本赤十字社栃木県支部 支部長 福田 富一	平成24年 7月1日	精神通院医療

プライム薬局 たかさご店 (たかさご薬局)	宇都宮市南高砂町11-27	株式会社プライム 代表取締役 高西 正博	平成23年 5月1日	精神通院医療
そうごう薬局 宇都宮中央店	宇都宮市二番町1-9	総合メディカル株式会社 代表取締役 田代 五男 (代表取締役 金納 健太郎)	平成24年 4月1日	精神通院医療
そうごう薬局 今市店	日光市今市379-16	総合メディカル株式会社 代表取締役 田代 五男 (代表取締役 金納 健太郎)	平成24年 4月1日	精神通院医療

※表中の () 内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第417号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成24年7月20日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
芳 賀 台 地 土 地 改 良 区	平成24年7月9日

栃木県告示第418号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を經由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成24年7月20日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 名	縦 覧 期 間	異 議 申 立 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
県営根川用水2地区土地改良（農業用排水施設）事業	平成24年7月23日から同年8月17日まで	平成24年9月3日	河内農業振興事務所

栃木県告示第419号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、次の地域の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、換地計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を經由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成24年7月20日

栃木県知事 福 田 富 一

事業名	地域名	縦覧期間	異議申立期限	所轄農業振興事務所
県営江川・五千石地区土地改良（区画整理）事業	江川・五千石地区	平成24年7月23日から同年8月17日まで	平成24年9月3日	下都賀農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第420号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成24年7月20日から同年8月20日まで一般の縦覧に供する。

平成24年7月20日

栃木県知事 福田 富 一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 足利館林線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
8	前	足利市久保田町1380-4 から 足利市野田町1171-2 まで	13.6 ~ 18.8	1764.0	
	後	足利市久保田町1380-4 から 足利市野田町1171-2 まで	13.6 ~ 18.8	1764.0	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 鹿沼足尾線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
15	前	鹿沼市中粕尾1342-1 から 鹿沼市中粕尾1342-1 まで	12.3 ~ 20.0	37.7	
	後	鹿沼市中粕尾1342-1 から 鹿沼市中粕尾1342-1 まで	21.0 ~ 33.0	37.7	
15	前	鹿沼市上粕尾1082-2 から 鹿沼市上粕尾1082-2 まで	16.7 ~ 28.2	101.5	
	後	鹿沼市上粕尾1082-2 から 鹿沼市上粕尾1082-2 まで	21.8 ~ 31.4	101.5	

栃木県告示第421号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成24年7月20日から同年8月20日まで一般の縦覧に供する。

平成24年7月20日

栃木県知事 福田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
8	主 要 地 方 道 足 利 館 林 線	足利市久保田町1380-4 から 足利市野田町1171-2 まで	平成24年 7月24日 午後 2時
70	主 要 地 方 道 宇 都 宮 今 市 線	宇都宮市一の沢 2丁目363-1 から 宇都宮市宝木町 1丁目34-11まで	平成24年 7月20日

(道路保全課)

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同項に規定する書類は、栃木県県民生活部県民文化課において縦覧に供する。

平成24年 7月20日

栃木県知事 福 田 富 一

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	縦覧期限
平成24年 7月2日	特定非営利活動法人日本環境建築技術研究会	小泉 賢司	那須塩原市東小屋352番地	この法人は、地球環境の保全と、住まう人の健康に配慮した住宅・マンション等（以下住宅等という）の施工を希求する一般国民に対し、これらの希望をかなえる環境世紀に順応した先進の建設工法技術（以下環境建築技術という）の情報公開、情報発信、技術公開を行い、環境建築技術による住宅等施工方法の選択機会を付与することで環境建築技術を用いた一般国民の住宅等施設を常況化する活動を行い、同時に全国の建設関連事業者群との環境建築技術の技術交流を行うことで真に国民の望む環境建設技術を標準施工技術方法として確立し、もって建設事業分野からの地球環境保全の促進と、一般国民の住環境の改善と向上に資することを目的とする。	平成24年 9月3日

(県民文化課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年7月20日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
南 摩 土地改良区	理 事	荒川 行雄		鹿沼市油田町776	21. 3 .31	
	〃	鈴木 茂男		〃 〃 223	〃	
	〃	青木 文夫		〃 西沢町203	〃	
	〃	熊倉 克昌		〃 〃 1464- 3	〃	
	〃	矢野 富夫		〃 下南摩町814	〃	
	〃	石川 文雄		〃 〃 410	〃	
	〃	小久保祥孝	小久保祥孝	〃 油田町627	〃	21. 4 . 1
	〃	大塚 勇	大塚 勇	〃 西沢町361- 3	〃	〃
	〃	虎岩卯之吉	虎岩卯之吉	〃 下南摩町418	〃	〃
	〃	渡辺 雅紀	渡辺 雅紀	〃 佐目町201	〃	〃
	〃	福田 武次	福田 武次	〃 〃 228-10	〃	〃
	〃		青木 一男	〃 下南摩町258		〃
	〃		佐藤 三好	〃 〃 108		〃
	〃		臼井 章	〃 油田町619		〃
	〃		駒場 勝紀	〃 〃 77		〃
	〃		富山 忠夫	〃 西沢町1599- 3		〃
	〃		本田 善作	〃 〃 144- 1		〃
	監 事	浅野 功		〃 〃 400	21. 3 .31	
	〃	佐藤 靖夫		〃 下南摩町117- 1	〃	
	〃	菅野谷 宏	菅野谷 宏	〃 油田町472	〃	21. 4 . 1
〃		石田 仁	〃 下南摩町807- 1		〃	
〃		熊倉 操	〃 西沢町395		〃	
北 半 田 土地改良区	理 事	安田 敏一		鹿沼市北半田1916	24. 3 .31	
	〃	鈴木 章		〃 〃 751	〃	
	〃	三上 哲夫		〃 〃 1744	〃	
	〃	小保方 勉		〃 〃 909	〃	
	〃	小保方理友		〃 〃 412	〃	
	〃	鈴木 誠	鈴木 誠	〃 〃 769	〃	24. 4 . 1
	〃	青木 利光	青木 利光	〃 〃 391	〃	〃
	〃	大塚 晴夫	大塚 晴夫	〃 〃 904	〃	〃

	理 事	益子 則男	益子 則男	鹿沼市北半田1265	24. 3 .31	24. 4 . 1
	〃		大木 誠	〃 〃 750		〃
	〃		神山 俊明	〃 〃 758- 2		〃
	〃		関澤 秀吉	〃 〃 1691		〃
	〃		青木 重弘	〃 〃 1743- 1		〃
	〃		中村 格	〃 〃 1594		〃
	監 事	早川 耕一		〃 〃 1771	24. 3 .31	
	〃	中田 一雄		〃 〃 910	〃	
	〃	天谷 重信		〃 〃 386	〃	
	〃		小保方理友	〃 〃 412		24. 4 . 1
	〃		青木 優樹	〃 〃 1736		〃
	〃		小保方 勉	〃 〃 909		〃
清 洲 土地改良区	理 事	川津 喜啓		鹿沼市深程504	24. 3 .31	
	〃	川田 勉		〃 久野614	〃	
	〃	宇塚 勇		〃 深程1349	〃	
	〃	臼井 孝行		〃 久野512	〃	
	〃	風間 信義		〃 〃 933- 6	〃	
	〃	石川 誠		〃 〃 1506- 3	〃	
	〃	和久井幸雄		〃 深程1664- 2	〃	
	〃	角田 昌徳		〃 〃 726	〃	
	〃	青木 芳夫	青木 芳夫	〃 久野962- 1	〃	24. 4 . 1
	〃	大貫 雄司	大貫 雄司	〃 深程1420	〃	〃
	〃	古澤 正次	古澤 正次	〃 久野779- 1	〃	〃
	〃	横尾 光広	横尾 光広	〃 〃 832- 1	〃	〃
	〃	大森 一男	大森 一男	〃 深程1674- 1	〃	〃
	〃	宇塚 修	宇塚 修	〃 〃 707	〃	〃
	〃		和久井保男	〃 〃 1660		〃
	〃		生出 信幸	〃 久野1009		〃
	〃		寺内 茂	〃 〃 747- 8		〃
	〃		駒場 貞夫	〃 〃 900- 3		〃
	〃		浜野 一男	〃 〃 166-5		〃
	〃		若林 一男	〃 深程1710-10		〃
	〃		若林 清	〃 〃 1704		〃
	〃		宇塚 浩一	〃 〃 1326- 1		〃
		監 事	橋本 達也		〃 〃 465	24. 3 .31
	〃	西田光一郎		〃 久野1270	〃	

監事	古澤 清一		鹿沼市口栗野328-1	24.3.31	
〃		関口 恵造	〃 久野716-4		24.4.1
〃		小薬 直行	〃 深程1187		〃
〃		大沢 登	〃 口栗野158		〃

(農地整備課)

○都市計画決定図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成24年6月29日に決定した、小山栃木都市計画土地地区画整理事業の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成24年7月20日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成24年6月29日に変更した、小山栃木都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成24年7月20日

栃木県知事 福田 富一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

小山市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成24年6月29日に変更した、小山栃木都市計画下水道の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成24年7月20日

栃木県知事 福田 富一

(都市計画課)

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年7月20日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 平成24年度モニタリングポスト保守業務委託
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から平成25年3月31日（日）まで
- (4) 履行場所 栃木県県西環境森林事務所等

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、その他のサービスの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成24年8月3日（金）において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 計量法（平成4年法律第51号）第107条第1項第2号に掲げる事業に係る登録を受けている者又は1年以上の環境放射能のモニタリングポストの保守管理を行った経験を有する者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号

栃木県環境森林部環境保全課大気環境担当（栃木県庁本館11階西側）電話 028-623-3188

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年8月3日（金）午前10時 栃木県庁本館10階東側 会議室5

(3) その他

ア 入札説明書は、平成24年7月20日（金）から同月30日（月）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(1)の場所において交付する。

イ この入札に参加を希望する者は、2(4)に係る「計量証明事業登録証」（濃度）の写し又は環境放射能のモニタリングポストの保守実績を明らかにする書類を平成24年7月30日（月）午後5時15分までに(1)の場所に提出すること（ただし、郵送の場合は同日必着とする。）。なお、提出された書類等については、返却しない。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 最低制限価格の有無 無

イ 詳細は、入札説明書による。

(環境保全課)